第1編

総論

第1章

総則

第1節 計画の趣旨

国際社会においては、地域紛争やテロが相次いで起こっており、人々の平和への願いが 未だ叶わないのが現状である。こうした状況の中、国の平和と安全を確保するには、これ らを脅かす事態を未然に防ぐことが何よりも重要であることはいうまでもない。

しかし、最大限の努力にもかかわらず、不幸にも、武力攻撃等が発生した場合に備え、 住民の生命、身体、財産を守るため、万全を尽くしておくことも重要である。

また、本市では、昭和58年(1983年)に「非核平和都市」を宣言し、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に市政運営を行ってきたところであり、今後とも、市民の平和意識の醸成に努めながら、将来に向かい平和で安全なまちづくりを進めていくものである。

1 策定の根拠

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下、「国民保護法」という。)第35条の規定により、基本指針(国民保護法第32条第1項に規定する基本指針をいう。以下同じ。)を踏まえ、大阪府国民保護計画(以下、「府計画」という。)に基づき、策定するものである。

2 目的

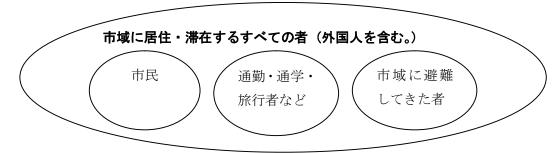
この計画は、市域において、武力攻撃や大規模テロ等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

3 対象

この計画は、市民はもとより、武力攻撃事態等や緊急対処事態の際に、通勤、通学、 旅行などで市域に滞在する者や、市域に避難してきた者も保護の対象とする。

また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

【国民保護措置の対象者】



4 内容

(1) 計画の性質等

ア この計画は、国民保護措置等の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携など、武力攻撃事態等への対処や、そのために必要となる平素における取組みについて、基本的な枠組みを定める。

イ この計画を策定した後、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施できるよう、具体的な運用のために必要となる各種のマニュアルを整備する。

ウ この計画や各種マニュアルの作成に当たっては、市地域防災計画や市危機管理対応方針等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。

(2) 計画に定める事項

この計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項及び国民保護法第182条第2項に規定する事項について定める(具体的には次のとおり)。

- ① 市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に 関する事項
- ⑥ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と 認める事項

(3) 計画の構成

この計画は、次のとおり構成する。

○第1編 総論

計画の趣旨、国民保護に関する市の基本方針や対象とする事態などについて定

める。

○第2編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等において、避難、救援、武力攻撃災害への対処など市が講じる 国民保護措置等の実施内容・方法や実施体制等について定める。

○第3編 平素の備え

武力攻撃事態等の際に、迅速かつ円滑に国民保護措置等を講じることができるよう、避難、救援、武力攻撃災害への対処等における平素の備えや訓練、備蓄等について定める。

○第4編 地域特性を踏まえた対処及び備え 大阪国際空港や千里中央地区の存在など、本市の地域特性を踏まえ、特に留意 が必要な事項について定める。

○第5編 復旧等

公共施設の復旧や、国民の権利利益の救済に係る手続等について定める。

(4) 計画の見直し等

ア 計画の見直し等

- この計画は、今後、国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、 府計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の 見直しを行う。
- 計画の見直しに当たっては、豊中市国民保護協議会(以下、「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。
- 計画に基づくマニュアルを作成する場合において、他の市町村その他関係機関 に関係する事項を定めるときは、当該関係機関等の意見を聴くものとする。

イ 計画の変更手続

計画の変更に当たっては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更を除き、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問するとともに、知事との協議、市議会への報告、変更した計画の公表を行う。

(5) 計画の変更に係る関係機関への協力要請

市長は、計画の変更のために必要がある場合には、指定(地方)行政機関の長、知事及び指定(地方)公共機関並びにその他関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(6) 他の計画等との関係

この計画は、国民保護法その他の法令、指定行政機関の国民保護計画、府計画及び

他の市町村の国民保護計画と整合を有するものである。

(7) 市地域防災計画との関係

豊中市地域防災計画は、自然災害等から市民等の生命・財産を守るため、災害対策 基本法(昭和36年法律第223号)に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは 別の法体系によるものである。

ただし、市域を超える避難、生物兵器等に伴う災害など武力攻撃事態等における特有の対処を除き、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施などについては、市地域防災計画との有機的な連携に配慮する。

根拠法	計画	対 象		
国民保護法	国民保護計画	武力攻撃事態等及び緊急対処事態		
災害対策基本法	地域防災計画	地震、風水害などの自然災害、大規模な事故		

第2節 武力攻擊事態対処法制

1 武力攻擊事態対処法

平成15年(2003年)6月、有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。)が成立し施行されました。この法律は、武力攻撃事態

等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、 対処手続などの基本的事項が規定されている。

2 関連法制

武力攻撃事態等の対処に当たっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、武力攻撃事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。

- ① 国民保護法
- ② 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号。以下「米軍行動関連措置法」という。)
- ③ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第 114号。以下「特定公共施設利用法」という。)
- ④ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(平成16年法律第115号。以下「国際人道法違反処罰法」という。)
- ⑤ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 (平成16年 法律第116号。以下「海上輸送規制法」という。)
- ⑥ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成16年法律第117号。 以下「捕虜取扱い法」という。)
- ⑦ 自衛隊法の一部を改正する法律(昭和29年法律第165号。以下「改正自衛隊法」 という。)

このうち国民保護法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置について、 国、地方公共団体、指定公共機関等の具体的な役割分担等を定めるとともに、避難、救 援、武力攻撃災害への対処等に関する措置等に関し必要な事項を定めたものである。

また、関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第二追加議定書)がある。また、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定 (日米物品役務相互提供協定)がある。

《図:武力攻撃事態等への対処に関する法制》

武 力 攻 撃 事 態 対 処 法

武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定

事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って 以下のような関連法制が整備



改正自衛隊法

防衛施設構築に関する規定、関係法律の 適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円 滑化

知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる

改正安全保障会議設置法

武力攻撃事態等の対処基本方針などを審 議し首相へ答申

国民の保護のための 法制

国 民 保 護 法

住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃 災害への対処に関する措置などを規定

米軍・自衛隊の行動 の円滑化に関する法 制

米 軍 行 動 関 連 措 置 法

米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置 (自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の 行動等を国民へ情報提供など)について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力

改正自衛隊法

災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍 に対する物品・役務の提供権限を新設

海 上 輸 送 規 制 法

海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を 規制するため、自衛隊が停船検査、回航措 置を実施

交通及び通信の総合 的な調整等に関する 法制

特定公共施設利用法

特定公共施設等(港湾施設、飛行場施設、道路、 海域、空域及び電波)の利用を調整するため、 国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等 の意見を聴いて利用指針を策定

捕虜の取扱いに関 する法制

捕虜取扱い法

捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・ 名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、 捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事 項を規定

武力紛争時における 非人道的行為の処罰 に関する法制

国際人道法違反処罰法

ジュネーヴ諸条約等に規定する重大な違反 行為のうち刑法等で対応できない行為(重要 文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など)に対す る罰則を整備

日米物品役務相互提供協定 (ACSA)を改定

分野:共同訓練、PKO等、周辺事態 以外に、武力攻撃事態等、国際 貢献・大規模災害を追加 内容・食料、燃料、通信設備など以外

内容:食料、燃料、通信設備など以外 に弾薬を追加

国際人道法であるジュネーヴ条約の追加議定書を締結

ジュネーヴ四条約 (1949) 国家間の武力紛争時に発生する傷病 者や捕虜の人道的待遇、非人道的行為 の処罰等について規定 (締結済)

第一・第二追加議定書(1977) 第二次世界大戦後の武力紛争の多様 化に対応して諸条約を補完・拡充

第3節 国民保護措置等の内容

武力攻撃等が発生した場合、国・府・市等は、以下のような流れで、国民保護措置等を 実施することになる。

「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃)や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等)が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「武力攻撃事態等対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。

これを受け、府、市は、「国民保護対策本部」等を設置し、それぞれの国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。

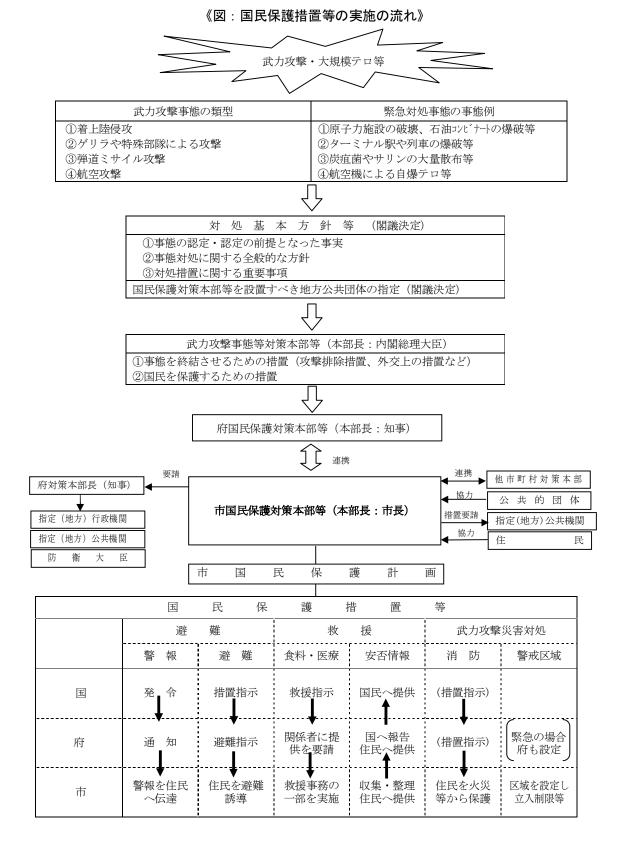
「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」は、主として、住民の避難、避難住民等の 救援、武力攻撃災害への対処により構成されている。

「避難」では、まず事態の発生に伴い、国が警報を発令し、府は市へ通知し、市が住民 へ伝達する。次に、国が要避難地域と避難先地域を定め、これを受けて、府は主な避難経 路と交通手段等を示し、市を通じて住民へ避難指示を行い、市が住民を避難誘導する。

「救援」では、市は、府から事務の一部を行うこととされた場合又は府を補助して、避難施設等において、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等に対し、水、食料や医療の提供などを行う。

また、安否情報については、市が中心となって収集し、その情報を府は整理して国へ報告を行い、住民等への提供は、市、府及び国が、個人情報の保護に十分留意し、実施する。

「災害対処」では、市等が消火活動などを行うとともに、府等と協力して、警戒区域を 設定し、立入制限などを行い、二次災害を防止する。



第4節 用語の意義

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意義及び用法			
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
	(平成16年法律第112号)を指す。なお、図表等で、単に「法」			
	と表記している場合もこの法律を指す。			
市	豊中市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びそ			
	の他の執行機関を含む。			
市長	豊中市長を指す。			
市長等	市長及び市の他の執行機関の長を指す。			
市国民保護計画	市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では			
	文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いてい			
	る。			
府	大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びそ			
	の他の執行機関を含む。			
知事	大阪府知事を指す。			
知事等	大阪府知事及び府の他の執行機関の長を指す。			
武力攻擊	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。			
武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が			
	切迫していると認められるに至った事態をいう。			
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(武力攻撃事態には至ってい			
	ないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態)を			
	いう。			
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為			
	が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫して			
	いると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処するこ			
	とが必要な事態をいう。			
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、			
	爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。			
対策本部(長)	国では武力攻撃事態等対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部			
	(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態			
	対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要のあるときは、			
	「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市対策本部(長)」と			
	表記している。			

用語	意義及び用法
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定(地方)行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項 について記述する場合は、この表記を用いている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の 公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営 む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の 公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理 する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
指定(地方)公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項 について記述する場合は、この表記を用いている。
第五管区海上保安本部等	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航 空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部等	大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及 び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部長等	大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長、堺海上保安 署長及び岸和田海上保安署長をいう。
自主防災組織等	災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路になる地域を含む)をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民(当該 市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で 死亡した者を含む)の安否に関する情報をいう。

第2章 基本方針

市は、以下の事項を国民保護に関する基本方針とし、特にこれらの事項に留意して、国民保護措置等を実施する。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、府、近隣市町並びに指定(地方)公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、 国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民の協力は、 その自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることが あってはならないことに留意する。

また、避難や救援などにおいて国民の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。

6 指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定(地方)公共機関の国民保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃 事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。 また、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定(地方)公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。 また、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が 多いことから、国民保護措置等の実施に際しては、地域防災計画その他の既存の計画等 に基づく取組みの蓄積を活用する。

10 住民の自助・共助の環境づくり

地域の連帯感を育むコミュニティ活動の活性化を推進し、武力攻撃事態等においても、 住民相互が支え合い、助け合う「共助」に基づく活動が行われるよう環境づくりに努め る。

また、消防団の充実・活性化に努めるとともに、住民等の自主性を尊重しながら、地域住民組織や関係団体、事業所による防災や国民保護に資する自発的な活動への支援を行うなど地域の防災行動力の充実強化を図る。

第3章 関係機関の責務と役割

第1節 関係機関の責務等

国民保護措置等の実施主体である市及び国・府等の関係機関の責務等は、次のとおりである。

1 国

国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置等を的確かつ迅速に支援し、並びに国民保護措置等に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。

2 府

府は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、府域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進するものとされている。

3 市

市は、国、府その他の関係機関と連携して、自ら警報等の住民への伝達や避難誘導、 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施 するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

4 消防本部

消防本部は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、武力攻撃災害への対処の状況や他の関係機関による活動の状況を考慮しつつ、警報等の住民への伝達や避難住民の誘導を行う。

5 消防団

消防団は、消防本部の活動支援、現場での被害情報収集、警報等の住民への伝達、避 難住民の誘導など、活動能力に応じた活動を行う。

6 府警察

府警察は、住民避難等のための交通規制を実施するとともに、市町村長等の要請に応 じて、避難住民の誘導や生活関連等施設の警備などの措置を行うものとされている。

7 第五管区海上保安本部等

第五管区海上保安本部等は、船舶内に在る者への警報等の伝達や避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処などの措置を行うものとされている。

8 自衛隊

自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の 国民保護措置等に関する要請を受けた場合で、防衛大臣が事態やむを得ないと認めると き、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない 範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するものとされている。

9 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国 民保護措置等を実施するものとされている。

10 住民の協力

市は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。

第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置等に関し、市、府、指定地方行政機関及び指定(地方)公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 地方公共団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整
市	その他の住民の避難に関する措置の実施
111	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関
	する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集
	その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を
府	越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
נית	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関
	する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区
	域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その
	他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定
	に関する措置の実施

- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱			
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調			
	整			
	2 他管区警察局との連携			
	3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告			
	連絡			
	4 警察通信の確保及び統制			
大阪防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整			
	2 米軍施設内通行等に関する連絡調整			
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整			
	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規			
	律に関すること			
	3 非常事態における重要通信の確保			
	4 非常通信協議会の指導育成			
近畿財務局	1 地方公共団体に対する災害融資			
	2 金融機関に対する緊急措置の要請			
	3 普通財産の無償貸付			
	4 被災施設の復旧事業費の査定の立会			
大阪税関	1 輸入物資の通関手続			
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供			
大阪労働局	1 被災者の雇用対策			
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保			
	2 農業関連施設の応急復旧			
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給			
近畿経済産業局	1 ライフライン(電気、ガス、工業用水道)の復旧対策			
	2 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保			
	3 事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保			
中部近畿産業保安監	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の			
督部近畿支部	保全			

	2	鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
	2	港湾施設の使用に関する連絡調整
	3	港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1	運送事業者への連絡調整
	2	運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1	飛行場使用に関する連絡調整
	2	航空機の航行の安全確保
大阪管区気象台	1	気象状況の把握及び気象情報の提供
第五管区	1	船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
海上保安本部	2	海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
	3	生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
	4	海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
	5	海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動その他の
	Ī	式力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1	有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
	2	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の
	4	青報収集

3 指定(地方)公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を
	含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び旅客の運送の確保
	2 緊急物資の運送及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に
	おける協力
	2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優
	先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保

一般信書便事業者	1	信書便の確保
病院その他の医療機関	1	医療の確保
河川管理施設、道路及び	1	河川管理施設、道路及び空港の管理
空港の管理者		
日本赤十字社	1	救援への協力
	2	外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2	銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の
	存	催保を通じた信用秩序の維持
社会福祉法人	1	要援護者支援等に対する協力
大阪府社会福祉協議会	2	ボランティア活動に関する協力
財団法人	1	防災・防火思想の普及
大阪府消防協会	2	消防団員の教養訓練

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1節 市の概況

1 位置・面積

本市は、東西に6 km南北に10.3 km、面積36.6km²で、京阪神都市圏の中心都市・大阪市の北に位置し、大阪都心から約10kmの距離にある。

2 地形

本市の地形は、北東部のなだらかな丘陵地、中央部の台地、南西部の平野の3つに区分される。

3 都市構造

本市は、ほぼ全域が市街化されており、台地、丘陵部の自然環境と調和した住宅地、 計画的に整備された千里ニュータウン、木造住宅等の密集市街地、流通業務施設等の立 地する空港周辺地区、あるいは土地区画整理事業によって基盤整備がなされた市街地な ど、多様な市街地で構成されている。

4 土地利用

平成12年(2000年)時点で、市街地は68.6%、普通緑地(公園、グランド等)13.7%、 農地・山林が2.0%となっており、土地利用の現況をみると、住宅地が市域全体の57%を 占め、中心的な利用となっている。

5 気象

本市は、瀬戸内海型の気候区に属し、年平均気温16℃前後、年間降水量1,300 mm 程度の穏やかな気候である。

第2節 人口

1 常住人口

本市の人口・世帯数は、386,610人、161,209世帯(平成17年(2005年)国勢調査速報値)で、人口は、昭和62年(1987年)の41万7千人をピークに減少を続けている。

人口構成は、65歳以上の人口は増加傾向にあり、0~14歳の人口は大きく減少するなど、 少子高齢化の傾向が急速に進んでいる状況がうかがえる。

人口の推移

単位:人

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
	(1985年)	(1990年)	(1995年)	(2000年)	(2005年)
総人口	413, 213	409, 837	398, 908	391, 726	392, 875
0歳~14歳	87, 529	70, 762	59, 817	55, 438	54, 532
	21. 2%	17. 3%	15. 0%	14. 2%	13. 9%
15歳~64歳	295, 229	302, 574	294, 342	279, 194	267, 739
	71. 4%	73. 8%	73. 8%	71. 3%	68. 1%
65歳以上	29, 870	35, 236	44, 408	56, 598	70, 604
	7. 2%	8. 6%	11. 1%	14. 4%	18. 0%
40歳~64歳未満	158, 307	181, 372	192, 987	139, 449	135, 772
	38. 3%	44. 3%	48. 4%	35. 6%	34. 6%
65歳~74歳未満	18, 663	21, 218	28, 182	36, 376	43, 572
	4. 5%	5. 2%	7. 1%	9. 3%	11. 1%
75歳以上	11, 207	14, 018	16, 226	20, 222	27, 032
	2. 7%	3. 4%	4. 1%	5. 2%	6. 9%

注) 下段は構成比

資料:国勢調査

※平成17年(2005年)は、10月1日現在の住民基本台帳と外国人登録人口の合計

2 高齢者等の状況

65歳以上の人口は、70,604人で、うち一人暮らしの高齢者数については、19,750人(平成17年(2005年)10月1日現在・住民基本台帳)で、高齢者人口の約28.0%となっている。なお、高齢者のみの世帯数は、17,166世帯となっている。

また、介護保険要介護認定者数は、12,193人(平成17年(2005年)10月1日現在)となっており、障害者(児)の人数は、17,749人(平成17年(2005年)3月末現在)となっている。

3 外国人登録者数

本市に在住する外国人は、5,016人で、市人口の1.3%を占めている。国籍別では、多い順で、①韓国・朝鮮(2,652人、52.9%)、②中国(1,094人、21.8%)、③フィリピン(144人、2.9%)、④タイ(65人、1.3%)、⑤インド(61人、1.2%)となっている(平成17年(2005年)3月末現在)。

4 昼間人口

昼間人口は、342,924人で、夜間人口(常住人口)に対する昼間人口の比率は、87.5%である。

市外への流出人口は、123,008人で、流出先別では、多い順に、①大阪市67,568人

(54.9%)、②吹田市13,364人 (10.9%)、③箕面市5,877人 (4.8%)、④池田市4,307人 (3.5%)、⑤尼崎市3,573人 (2.9%) となっている。

市内への流入人口は、75,187人で、多い順に、①大阪市13,656人(18.2%)、②吹田市7,127人(9.5%)、③池田市6,462人(8.6%)、④箕面市6,729人(8.9%)、⑤川西市4,297人(5.7%)となっている(平成12年(2000年)国勢調査)。

5 人口密度

本市の人口密度は、10,767.62人/km²で、全国の市町村(東京都特別区を含む。)のうち、9番目に高い数値となっている(平成12年(2000年)国勢調査)。

第3節 交通

本市は、大阪国際空港の玄関口となっているとともに、名神高速道路、中国縦貫自動車 道のインターチェンジを始め、JR新幹線・新大阪駅にも至近距離にあるなど、広域交通 機能が集積しており、交通の利便性に富んでいる。

1 主な自動車専用道路

本市は、国土軸上に位置し、自動車専用道路として、東西方向には北に中国縦貫自動車道、南に名神高速道路が通っている。南北方向には阪神高速道路池田線が通っており、市内から全国の都市へ接続されている。

2 主な一般道路

市域を東西方向に、大阪中央環状線、西宮豊中線-国道479号線(内環状線)、南北方向に国道176号線、国道423号線、大阪南池田線が通っており、この5路線を基幹として、東西に旧大阪中央環状線、原田伊丹線、勝部寺内線、庄本牛立線、南北に阪急西側線、神崎刀根山線を配置し、都市幹線道路ネットワークが形成されている。

3 鉄道・バス

市西部を南北に阪急電鉄宝塚線、市南西部を東西に阪急電鉄神戸線、東部を南北に北大阪急行電鉄、市北部を東西に大阪高速鉄道(大阪モノレール)が走っており、大阪都心部はもとより、大阪国際空港やJR新大阪駅にも直結している。また、市域内では阪急バスがこうした拠点間を結ぶように路線展開しており、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

【市内各駅の乗降客数】

(平成16年(2004年)、単位:万人/日)平成17年(2005年)版豊中市統計書

阪急電鉄	庄内	服部	曽根	岡町	豊中	蛍池
	3.5	2.6	2.6	2.0	5.4	3.5

北大阪急行電鉄	緑地公園	千里中央	
	3.4	8.8	

大阪高速鉄道	大阪空港	蛍池 柴原		少路	千里中央
	1.5	1.9	0. 7	0. 5	2. 8

4 空港

本市には、国土交通大臣が直轄で管理・運営する第1種空港の大阪国際空港がある。 当空港は、国内主要都市に向け34路線(平成15年(2003年)7月)が就航し、年間に19,317 千人の利用客、160,171千トンの航空貨物の取扱いがあり、人流・物流の重要な拠点となっている(平成17年(2005年)版豊中市統計書)。

第4節 主な施設等

1 建物

本市の建物棟数は、約86,800 棟(平成17年(2005年)4月1日現在)で、このうち木造建物は約59,000 棟と全建物の約68%に当たる。用途別では、住居系建物が約73,000 棟、非住居系建物が13,800 棟である。

2 保育所等の状況

市内の保育所等の状況は、以下のとおりである(平成17年(2005年)版豊中市統計書)。

区分	数	園児・児童・生徒数
保育所	66	4,301人
幼稚園	43	7,640人
小学校	42	21,578人
中学校	21	10,384人

3 社会福祉施設・医療施設

本市における社会福祉施設の状況は、高齢者関係64施設、障害者関係31施設、児童関係48施設、その他3施設となっている(平成15年(2003年)10月1日現在)。

医療施設については、病院19施設(病床数3,688)、有床診療所23施設(病床数145)、 無床診療所361、歯科診療所230となっている(平成17年(2005年)版豊中市統計書)。

4 千里中央地区

千里中央地区は、千里ニュータウンの中心としてだけでなく、北大阪地域の新都心と して商業・業務、文化、学術、行政サービス機能が集積し、情報発信や人々の交流拠点 となっている。

また、千里中央地区には、北大阪急行「千里中央駅」と大阪モノレール「千里中央駅」の2つの鉄軌道駅があり、北大阪急行の千里中央駅は、北大阪地域で最も利用者が多いターミナル駅となっているとともに、大阪モノレールの千里中央駅は、彩都線の開通もあって利用者が増加傾向にある。

さらに、千里中央地区は阪急バスの発着の拠点として、約4.1万人/日(平成17年(2005年) 版豊中市統計書)の乗降客数があり、千里ニュータウン内をはじめ、周辺各地に向けて路線が設定されている。

その他、千里中央地区には、地下街がある。延べ面積は、 $3,292 \text{ m}^2$ である(消防法施行令別表第1第16項2)。

5 自治会

平成18年(2006年)4月末現在、509組織が結成されており、組織率は、51.7%となっている。

6 自主防災組織

平成18年(2006年)4月末現在、150組織が結成されており、組織率は、75.7%となっている。

7 自動車登録台数

平成17年(2005年) 3月末現在、市内で登録されている自動車数は、93,749台、軽自動車数(2輪車含む。)は、70,359台となっている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市計画においては、基本指針及び府計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急 対処事態を対象とし、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、本市 は、京阪神都市圏の中心都市・大阪市に隣接していることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊 部隊による攻撃や緊急対処事態に留意する。

第1節 武力攻擊事態等

1 事態想定

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫している と認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至ってい ないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

武力攻撃事態として、基本指針においては、次に掲げる4類型が示されている。

事 態	類型	
武力攻擊事態	① 着上陸侵攻	
	② ゲリラや特殊部隊による攻撃	
	③ 弾道ミサイル攻撃	
	④ 航空攻撃	

2 各事態類型の特徴及び留意点

国の基本指針で示されている各事態類型の特徴及び留意点は、下記のとおりである。

事態類型	特徴等
着上陸侵攻	【攻撃目標となりやすい地域】 ○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 【想定される主な被害】 ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、

石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

【被害の範囲、期間】

○武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、 避難期間も比較的長期に及ぶと想定される。

【事態の予測・察知】

○攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が 可能である。

【留意点】

- ○大規模な着上陸の場合は、広範囲にわたる武力攻撃災害が予想されるが、 事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して 広域避難させることが必要となる。
- ○大都市における避難に当たっては、人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難である。このことから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、国対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難の指示を踏まえ、対応する必要がある。

ゲリラや特殊部隊に よる攻撃

【攻撃目標となりやすい地域】

○都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設など に対する注意が必要である。

【想定される主な被害】

○少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、 主な被害としては、施設の破壊等が考えられる。

【被害の範囲、期間】

○被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、被害の範囲が拡大するおそれがある。

【事態の予測・察知】

○攻撃する者はその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想 定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的 に被害が生ずることも考えられる。

【留意点】

- ○ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全確保の措置を講じつつ、適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要がある。
- ○攻撃当初においては、住民の自主的な避難に頼らざるを得ないことも想定されることから、平素から、住民に緊急時いかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。
- ○武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる必要がある。

弾道ミサイル攻撃

【攻撃目標となりやすい地域】

○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。(弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物、化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有している。)

【想定される主な被害】

○通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【被害の範囲、期間】

○ 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

【事態の予測・察知】

○発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

【留意点】

- ○発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達 と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火 活動が中心となる。
- ○特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設 や地下街等の地下施設など屋内に避難させ、着弾後に、被害状況を迅速 に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ 避難させる必要がある。

航空攻擊

【攻撃目標となりやすい地域】

- ○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を 最大限に発揮することを攻撃側が意図すれば都市部が主要な目標となる ことも想定される。
- ○ライフラインのインフラ施設などが目標となることもあり得る。

【想定される主な被害】

○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【被害の範囲、期間】

○攻撃を行う側の意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

【事態の予測・察知】

○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

【留意点】

- ○攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を 限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に実施する必要がある。
- ○生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、施設の安全確保、 武力攻撃災害の発生、拡大の防止等を実施する必要がある。

第2節 緊急対処事態

1 事態想定

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が 発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後 日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を 含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

国の基本指針においては、緊急対処事態として、次に掲げる4事態例が示されている。 なお、緊急対処事態においては、武力攻撃事態のゲリラや特殊部隊による攻撃等にお ける対処と類似の事態が想定される。

事態	事態例
緊急対処事態	①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
	②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
	③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
	④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 各事態例と主な被害

(1) 攻撃対象施設等による分類

事態例	事例と主な被害
危険性を内在する物	事例①【原子力事業所等の破壊】
質を有する施設等に	○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
対する攻撃が行われ	○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
る事態	事例②【石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破】
	○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライ
	フライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
	事例③【危険物積載船への攻撃】
	○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航
	路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
	事例④【ダムの破壊】
	○下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
多数の人が集合する	事例①【大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破】
施設、大量輸送機関	○爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大
等に対する攻撃が行	なものとなる。
われる事態	

(2) 攻撃手段による分類

事態例	事例と主な被害
多数の人を殺傷する	事例①【ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾)等の爆発
特性を有する物質等	による放射能の拡散】
による攻撃が行われ	○ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体によ
る事態	る被害並びに熱及び炎による被害等である。
	○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、
	ガンを発症することもある。
	○小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。(第1編第
	事例②【炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素 等の混入】
	○生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。(第1編第5
	章第3節参照)
	○毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。(第1編第5
	章第3節参照)
	事例③【市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布】
	○化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。(第1編第5
	章第3節参照)
破壊の手段として交	事例①【航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の
通機関を用いた攻撃	飛来】
等が行われる事態	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害
	の大きさが変わる。
	○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
	○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライ
	フライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3節 NBC兵器による攻撃

武力攻撃事態においても、緊急対処事態においても、NBC [Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)] 兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、国の基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、国民保護措置等を実施する。なお、実施に当たっては、国民保護措置等に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講じるものとする。

攻撃の種別	被害等
核兵器等	【想定される被害】
	○核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は①核爆
	発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、②放射性降
	下物(爆発時に生じた放射能をもった灰)や③中性子誘導放射能(初期核放射
	線を吸収した建築物や土壌から発する放射線)による残留放射線によって生ず
	る。
	○① (熱線、爆風など)及び③ (中性子誘導放射能)は、爆心地周辺において、
	物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。
	○②(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降
	下して、広範囲に、外部被ばく(放射性降下物の皮膚付着による被ばく)や内では、ボール・バール・バール・バール・バール・バール・バール・バール・バール・バール・バ
	部被ばく(放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく)に
	よる、放射線障害などの被害をもたらす。
	【避難、救援、災害対処に係る留意点】
	○核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過
	後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。
	○核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物
	からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響
	を受けない安全な地域に避難させる必要がある。
	○放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて極力風向
	きと垂直方向に避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等
	による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下
	物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を
	避ける。
	○汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく
	管理を適切にすることが重要である。
	○医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に
	対応する必要がある。また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、
	安定ョウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。
	○ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と
	放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ
444 × 00	近傍の地下施設等に避難させる必要がある。
生物兵器	【想定される被害】
	○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した。
	ときには、既に被害が拡大している可能性がある。
	○生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、
	ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なる
	が、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により
	被害が拡大することが考えられる。
	【避難、救援、災害対処に係る留意点】
	○生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われ

- た場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋 内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。
- ○ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた 時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのでは なく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。
- ○厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス (疾病 監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に 応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

化学兵器

【想定される被害】

○化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

【留意点】

- ○化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。
- ○原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、的確な避難措置を 講ずるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応 じた救急医療を行うことが必要となる。
- ○化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、 当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

第6章 緊急対処事態への対処

第1節 基本的事項

市計画が対象として想定する緊急対処事態については、前章第2節に掲げるとおりである。

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び国民保護措置に関する規定が準用されることとなる。

また、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による 攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保 護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の伝達及び通知を除き、原則 として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急対処事態対策本部

市は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処事態対処方 針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施 する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

第3節 緊急対処保護措置の実施

1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、本計画第2編以下に定める武力 攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み 替えは、次表のとおりとする。

武力攻擊事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
国民保護対策本部(長)	緊急対処事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
対処基本方針	緊急対処事態対処方針

2 緊急対処事態における警報

- (1) 国対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案 して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の伝達・通知の対象となる地域の範 囲を決定し、この地域に対して警報を発令するとされている。
- (2) 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、国対策本部長が決定する警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を踏まえ、警報を伝達、通知すべき関係機関(対象地域を管轄する機関、対象地域に所在する施設の管理者など)に対し、警報の内容を伝達、通知する。
- (3) 緊急対処事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本 計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。